企業立地の優遇制度のご案内〔福岡県久留米市〕

■ 中心市街地等へオフィスを設置する場合

オフィス設置者用

久留米市産業振興奨励金(補助金)

対 象	要件	内 容	限度額
オフィス	・常時従業者数 20 人(中小企業等は 5 人)以上であり、市民の新規雇用者数が 5 人以上の業務施設を設置するもの**特定業種、指定業種の業務施設を新設する場合は、上記の要件なし	〇(業務施設の年間賃借料及び年間 共益費(敷金等を除く))×50% <1年度間>	500 万円

※対象地域は、中心市街地、合川ハイテクパーク、久留米オフィス・アルカディア、久留米市百年公園の区域

- *コールセンターを設置する場合は別の補助メニューがありますので、事前にご相談ください。
- *事業開始後5年未満に事業の全部又は一部を休止又は廃止したときは、補助金の返還が必要となります。
- *各支援制度の適用は、あらかじめ市の承認が必要です。事前にご相談ください。

くご相談・お問合せ先>

久留米市商工観光労働部 企業誘致推進課 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3 TEL:0942-30-9135 FAX: 0942-30-9707 E-mail: kigyo@city.kurume.fukuoka.jp